

第5回神戸市会活性化に向けた改革検討会(23. 9. 16) 項目別方向性

		方 向 性
○議決対象の拡大(地方自治法第96条第2項の活用)		
マスタープラン等の行政計画		<p>○ マスタープラン等の行政計画については議決対象とする。</p> <p>○ ただし、今まで、当局が報告のみで済ましていたものを議会で議決するというのは、議会として議決責任を負うということにもなる。</p> <p>○ また、中長期や予算に関わるものについて重点的に議決対象にすべきという意見もあり、この点については再度議論する必要がある。</p>
審議会での内容、委員構成		<p>○ 二元代表制の観点からすれば、当局が実施する審議会まで議会在が踏み込むべきではなく、審議会の内容・委員構成については、議決対象としない。</p> <p>○ ただし、議会として出来る限り当局に対して情報公開を求めていく。</p>
法定受託事務		<p>○ 法定受託事務については、地方自治法の改正もあり議決対象とする。</p> <p>○ ただし、法定受託事務の数は膨大にのぼるため、どの事務を対象とするのかについては精査していく必要があり、別途検討する。</p>
一定額以上の出資、出えん		<p>○ 兵庫県では2000万円以上の出資・出えんを議決対象としているものの、実際に提出される議案はかなり少ないものとなっている。</p> <p>○ そういうことも含め、議論をもう少し深めたいので、次回以降に再度協議することとする。</p>
他団体との提携、協定、交流		<p>○ 議決対象にするまでもないが、そこに至るまでの経過が重要である。</p> <p>○ このため、議会基本条例を策定する場合、当局は、経過等の過程を必ず議会に明示・報告することを明文化する。</p>
その他		
人事案件の委員会付託		<p>○ 人事案件についてはすでに議決対象となっていることから、本項目の趣旨とは少し異なるが、当局から人事案件がもう少し早めに議会に提示され、議会に対してもう少し丁寧に対応してもらう必要がある。</p> <p>○ その方法については、別途検討する。</p>
マスタープラン等の素案・中間報告		<p>○ 議決対象は最終報告のみとし、素案・中間報告については対象としない。</p>
○調査権限の在り方と100条委員会		<p>○ 地方自治法第100条では、議会の調査権限を明記しているが、議員個人としての調査権限は明記されていない。</p> <p>○ そこで、市民のために必要な活動をするため、議会基本条例を策定する場合は、議員個人が当局に資料を要求をする調査権限を有することを明文化する。</p> <p>○ ただし、議員には守秘義務が課されていないことから、当局が全ての資料請求に応じることは出来ないため、私的目的など資料請求が出来ない項目についても併せて明記する。</p>

		方 向 性
○地方自治法176条問題(議会の再議の扱い)		<p>○「特別拒否権」については、多くの会派で、現行法上問題であるという認識を持っている。</p> <p>○ そのようななか、これは国の制度の問題であるので地方がいくら議論しても仕方がないという意見がある一方、国に対して意見書等で積極的に制度改革を訴えかけていくべきといった意見もあり、制度改革を国に訴えていくべきかどうかについては、後日議論する。</p>
○通年議会		<p>○ 通年議会を実施することによって、市長の専決処分や議長に招集権がないという制度的欠陥も運用で是正できるといったメリットがある反面、一事不再議の原則により請願・陳情の数が減少し、市民サービスの低下を招くといったデメリットも考えられる。</p> <p>○ ただ、他都市においては、請願・陳情が意見決定されてから一定期間経過した段階で、一事不再議の原則の対象に含めない等の工夫をしているところもある。</p> <p>○ このため、年2回制も含めて、通年議会を導入する方向で検討する。</p>
○本会議における質疑の在り方		
一問一答		<p>○ 現在の制度では、当局の答弁が長すぎて、論点が明確にならないという、各会派からの意見があった。</p> <p>○ このため、質疑・質問の多様化を図るという意味でも本会議における一問一答制を導入し、質問者の選択に委ねる。</p>
反問権		<p>○ 当局は圧倒的な情報量・人材を持っているため、質疑・質問の趣旨を確認することにとどめる。</p>
議員間討議		<p>○ 合議体である議会において意見を集約するため、議員間討議は導入する方向とする。</p> <p>○ ただし、議会基本条例に規定するかどうかは再度議論する。</p>
その他		<p>○ 質疑・質問時間と答弁時間の分離、一般質問の導入、交渉会派・非交渉会派の問題については、本日大枠が決まった通年議会、一問一答制の導入に関連して、本日の内容を加味しながら再度議論する。</p>
○委員会活動の活性化		
テーマ設定		<p>○ 各委員会ごとに独自のテーマを設定する。</p>
その他		<p>○ 各委員会に当局の出席人数が多く、人数を制限したほうがいいのかという意見があったが、この件については、議会ではなく当局側のことでもあるので、議会基本条例に規定するのは妥当ではないと考えている。</p> <p>○ その他記載されている内容は非常に多岐に渡っているため、整理・精査した上で、後日、再度議論する。</p>
○予算編成過程や議案の賛否のための情報開示		<p>○ 二元代表制のもと、議会の意見を予算に反映させる方法、予算編成過程における議会への情報開示、また、国の事業仕分けとまでは言わないが、予算編成過程における市民への公開等、その内容は多岐に渡っている。</p> <p>○ 神戸市では、三重県のように意見をまとめていくというのはなかなか難しいが、本件は場を移して再度議論してまとめていく。</p>